

## 広島県立もみのき森林公園施設等の利用料金減免について

広島県立もみのき森林公園設置及び管理条例（昭和59年県条例2号）第10条、及び広島県立もみのき森林公園管理規則、第8条の規定により利用料金の減免を受けることができます。

申請方法等、詳細は次のとおりです。

### 1. 減免申請の手順

- (1) 県立もみのき森林公園（以下、公園）へ施設等の予約をする。
- (2) 減免申請書入手。（ホームページよりダウンロードする）
- (3) 減免申請書に必要事項を記入し、公園へ申請（申請は郵送でもかまいません）  
但し、利用日の15日前までに必ず申請書の提出を済ませてください。
- (4) 公園で減免申請書類等を審査。許可・不許可を利用日1週間前までに申請者へ回答。許可の場合は承認書を送付。

### 2. 記入時の注意点

- (1) 別記様式第4号の減免対象者の利用数は延べ数としてください。様式に記載の利用料金は減免後に徴収の料金で10月1日より3月31日までの単価です。  
減免額欄は空欄のまま提出いただいてもかまいません。
- (2) 大広間・小広間の一時使用、研修棟利用料金は利用形態により異なります。泊数、使用時間を考慮の上で申請してください。
- (3) 対象者（団体）により様式6号の添付が必要となりますのでご注意ください。

### 3. 減免対象者、施設等

- (1) 大広間・小広間の宿泊、キャンプ場利用者で教育又は訓練を目的とした幼稚園園児、小学校児童、中学校生徒又は高等学校生徒の10人以上の団体とその引率者。  
【申請書（様式第4号）の他、別記様式第5号の添付が必要】
- (2) 研修棟利用、大広間・小広間の一時利用においては、幼稚園、小学校、中学校の園長又は校長が学校教育活動であることを証明した場合。（園長、校長の氏名、捺印が必要。）  
【申請書（様式第4号）の他、別記様式第6号の添付が必要】
- (3) 減免は申請書に記載した人数（数量）のみが減免対象となるため、利用当日の増員・増数は認められません。よく確認の上、提出してください。
- (4) 次の手帳交付を受けている方は、ご利用当日の受付時、手帳提示で減免を受けることができます。  
【**身体障害者・戦傷病者・療育・精神障害者保健福祉（障害者）の各手帳**】  
手帳保持者が多数の場合は手帳番号と氏名を記載した用紙を提出してください。
- (5) 社会福祉事業を推進する団体が、当該団体の設立の目的のために研修棟利用、大広間・小広間の一時利用をする場合。  
【申請書（様式第4号）の他、別記様式第7号の添付が必要】

### 4. 減免承認者への条件

- (1) 減免申請書に記した日程、もみのき森林公園の規則を遵守すること。
- (2) 寝具の取扱い及び毎食後の食器類の取扱いは、「もみのき荘」で取決めた方法に従うこと。
- (3) 対象者（園児、児童、生徒及び引率者全て）については、客室内にタオル・湯茶・歯ブラシ・パジャマ（浴衣）は常備しないため、各自が持参のこと。
- (4) 参加者名簿を添付すること。学校団体等はこれにかわる学級名簿でよい。

### 5. 減免の対象外（不許可）とは

- (1) スポーツ団体等であっても、保護者、引率者の親睦が主な目的であるとき。
- (2) 目的が趣旨に反しているときや申請書類等に不備があるとき。
- (3) 過去の利用実態が趣旨に反していたとき。  
※不許可の場合、不承認確認書を送付いたします。

以上の事項に留意し、減免申請手続きをおこなってください。

#### 【申請・問合せ先】

広島県立もみのき森林公園 指定管理者  
一般財団法人もみのき森林公園協会  
〒738-0301

広島県廿日市市吉和 1593-75

TEL 0829-77-2011

FAX 0829-77-2012

Mail info@mominoki.or.jp

広島県立もみのき森林公園設置及び管理条例（昭和59年広島県条例2号）第10条及び広島県立もみのき森林公園管理規則（昭和59年広島県規則第28号。以下「規則」という。）第7条の規定により減免対象施設等は、次のとおりです。

減 免 対 象 者	減 免 対 象 施 設 等	減 免 額
1 1 身体障害者手帳の交付を受けている者 2 戦傷病者手帳の交付を受けている者 3 療育手帳の交付を受けている者 4 精神障害者保健福祉手帳(障害者手帳)の交付を受けている者	宿泊所の宿泊利用  キャンプ場の常設テント、テントサイト及びキャンプ用具の利用  オートキャンプ場の宿泊利用及び一時使用	利用料金の額の2分の1に相当する額  利用料金の額の2分の1に相当する額  1人1泊又は1回につきオートキャンプ場の利用料金の額を4で除した額に相当する額
2 1 教育又は訓練を目的とした幼稚園児、小学生児童、中学生生徒又は高等学校生徒の10人以上の団体 2 1の団体の引率者	宿泊所の大広間及び小広間の宿泊利用  キャンプ場の常設テント、テントサイト及びキャンプ用具の利用	利用料金の額の2分の1に相当する額  利用料金の額の2分の1に相当する額
3 1 幼稚園、小学校又は中学校の園長又は校長が学校教育活動であることを証明した場合において、当該幼稚園の園児、小学校の児童又は中学校の生徒が利用する場合 2 社会福祉事業を推進する団体が、当該団体の設立の目的のために利用する場合	宿泊所の大広間及び小広間の一時利用  研修棟の利用	利用料金の額の5分の1に相当する額  利用料金の額の5分の1に相当する額
4 5月4日(みどりの日)に利用する者、5月5日(こどもの日)に利用する小学校児童及び中学校生徒	アスレチックコースの利用	利用料金の全額に相当する額
5 その他知事が特に必要と認めた場合	もみのき森林公園の施設等	知事が別に定めた額

2 前項の規定により減免する額に10円未満の端数が生じる場合は、その端数は10円に切り上げるものとする。

広島県立もみのき森林公園施設等利用料金減免申請書

令和 年 月 日

広島県立もみのき森林公園指定管理者 様

〒 ー  
 申請者 住所 \_\_\_\_\_  
 （団体においては、その団体の所在地又は責任者の住所）

氏名 \_\_\_\_\_（印）  
 （団体においては、その団体の所在地又は責任者の氏名）  
 連絡先 電話（ ） ー

広島県立もみのき森林公園設置及び管理条例第10条及び広島県立もみのき森林公園管理規則第7条の規程による利用料金の減免を受けたいので、次のとおり申請します。

利 用 期 間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで（泊 日）			
利 用 施 設	単 位	利 用 料 金	減 免 対 象 の 利 用 数	減 免 額 小 計
宿泊所(大広間及び小広間)	1人1泊(幼児)	680円	名	円
宿泊所(大広間及び小広間)	1人1泊(小・中学生)	1,150円	名	円
宿泊所(大広間及び小広間)	1人1泊(その他15歳以上)	1,700円	名	円
宿泊所(小広間)	4時間	円	時間	円
宿泊所(大広間)	4時間	円	時間	円
研修棟	4時間	円	時間	円
常設テント	1基1回	円	基	円
テントサイト	1箇所1回	円	箇所	円
貸出テント	1張1回	円	張	円
貸出毛布	1枚1回	円	枚	円
炊事用具	1組1回	円	組	円
減 免 額 合 計				円
利 用 目 的				
備 考				

（添付書類）

- 1 教育又は訓練を目的として幼稚園園児、小学校児童、中学校生徒又は高等学校生徒が、10人以上の団体が宿泊所の大広間若しくは小広間又はキャンプ場を利用する場合は、教育又は訓練の計画を記載した書面（別記様式第5号）
- 2 幼稚園児、小学校児童又は中学校生徒が学校教育活動で宿泊所の大広間若しくは小広間を一時使用する場合は、幼稚園、小学校又は中学校の園長又は校長の証明書（別記様式第6号）
- 3 社会福祉事業を推進する団体が宿泊所の大広間若しくは小広間を一時使用する場合は、当該団体の内容及び使用目的を記載した書面（別記様式第7号）

教育又は訓練計画書

1 教育・訓練の目的

(1)

(2)

(3)

2 教育・訓練の日程及び内容

3 添付書類

参加者名簿（学年を記載のこと。）

別記様式第6号

証 明 書

広島県立もみのき森林公園指定管理者 様

広島県立もみのき森林公園の施設等を利用料金減免申請書記載に記載のとおり、学校教育活動に利用することを証明します。

令和 年 月 日

幼稚園名又は学校名\_\_\_\_\_

園長又は校長の氏名\_\_\_\_\_ 印

社会福祉事業を推進する団体の内容

団体の名称	
所在地	
代表者名	
電話番号	
活動期間	
設立目的	
事業内容	
事業実績	